

第16号議案

加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月2日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の加東市一般職の職員の給与に関する条例第20条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の加東市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第20条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与条例第20条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の給与条例第20条第2項の規定により算出される住居手当の

月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

第16号議案 要旨

加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第51号）において住居手当が改定されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、手当額の上限を1,000円引き上げること。（第20条）
- (2) 手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置を行う。（附則第2項）

3 市財政への影響 年間378千円の支出減

4 施行期日 令和2年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(住居手当)</p> <p>第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するための住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第22条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃を支払っている者又はこれらの者との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める者</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>掲げる額</u>(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に<u>掲げる額</u>の合計額)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に<u>掲げる額</u>(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</p> <p>ア 月額<u>23,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>12,000円</u>を控除した額</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するための住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第22条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃を支払っている者又はこれらの者との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める者</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>定める額</u>(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に<u>定める額</u>の合計額)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に<u>定める額</u>(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</p> <p>ア 月額<u>27,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>16,000円</u>を控除した額</p>

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) (略)

3 (略)

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) (略)

3 (略)